

その他横断的事項について 論点等

その他横断的事項について

その他横断的事項に係る論点

(食事提供体制加算)

論点 1 食事提供体制加算の在り方について 3

(補足給付)

論点 2 補足給付の基準費用額について 10

(地域区分)

論点 3 地域区分について 13

関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見等の内容	団体名
1	<p>食事提供体制加算が廃止された場合、事業所における提供体制を維持することが困難となる可能性があり、結果として利用者の生活面（食生活を含む）における問題を誘発しかねない。食事提供体制加算廃止が利用者の生活に及ぼす影響の甚大さ等をふまえ、同加算を恒久化（継続）していただきたい。</p>	<p>全国社会就労センター協議会 他 （同旨：全日本ろうあ連盟、きょうされん、日本知的障害者福祉協会、全国精神保健福祉会連合会、日本精神科病院協会、日本身体障害者団体連合会、障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会）</p>
2	<p>子どもの健やかな成長のための食生活の安定と、一般児童施策との整合性を図る観点から、子どもの施設については、現行の食事提供体制加算を「食育等支援加算（仮称）」と改め、恒久的な加算として位置づける必要がある。</p>	<p>日本知的障害者福祉協会</p>
3	<p>事業所における食事を楽しみにしている知的障害者も多い。食事提供体制加算の経過措置が終了される場合には、食事の際に特別な配慮を要する児・者についてのみ、新たに恒久的な加算を設定すべきと考える。 （１）刻み食や流動食などの対応がないと食事が困難な者（たとえば重心判定者や医療的ケア者）に対する「摂食支援加算」の新設（成人は体制加算ではなく個人への加算） （２）障害児支援（とりわけ児童発達支援）における食育的な関わりに対する「障害児食事提供体制加算（仮称）」の新設（児童は個人ではなく体制加算）</p>	<p>全国手をつなぐ育成会連合会</p>
4	<p>将来にわたって子ども達の大切な食や食習慣を身に着けるために、食事提供加算もしくは子ども食育加算が必要である。（平成30年度報酬改定ヒアリングの時には、「食事特別配慮加算」として提案した。）</p>	<p>全国児童発達支援協議会</p>

【論点1】食事提供体制加算の在り方について

現状・課題

食事提供体制加算は、収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が原則として当該施設の調理室を利用して、調理員による食事の提供を行った場合に算定可能。

当初は平成21年3月31日までの経過措置であった。

社会保障審議会障害者部会における障害者総合支援法施行3年後の見直しの報告書（平成27年12月）では、

- ・ 「障害者の利用者負担については、厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意（平成22年1月）や「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（平成23年8月）等も経て、順次軽減され、現在低所得者等（93.3%）の利用者負担は無料となっており、給付全体に占める利用者負担の割合は0.26%となっている。
- ・ 障害者自立支援法の創設時に、激変緩和措置として経過措置（食事提供体制加算、障害児サービスにおける補足給付の特例、医療型個別減免の特例）が設けられており、これらは平成30年3月31日までの措置となっている。
- ・ また、「利用者負担に関する経過措置（食事提供体制加算等）の見直しについては、時限的な措置であること、施行後10年を経過すること、平成22年度より障害福祉サービスの低所得者の利用者負担が無料となっていること、他制度とのバランスや公平性等を踏まえ、検討すべきである。」とされている。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の議論において、「食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、そのあり方を検討する。」と整理されている。

【論点1】食事提供体制加算の在り方について

論点

食事提供体制加算の在り方をどう考えるか。

検討の方向性

食事の提供に関する実態調査の結果、食事提供体制加算を算定している事業所においては、食事提供の方法や事業所として配慮している事項など様々な態様があることが分かった。

一方、関係団体ヒアリングにおいては、食事における特別の配慮の必要性や食育の必要性なども含め様々な提案・要望等があった。

このようなことから、例えば、栄養面など障害児者の特性に応じた配慮や食育的な観点など別の評価軸で評価することも考えられるかも含め、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、更に検討を深める必要があることから、今回の報酬改定においては、食事提供体制加算の経過措置の延長をすることとしてはどうか。

食事提供体制加算等に関する実態調査（結果の概要）

1. 調査の目的・実施概要

1. 調査目的

平成30年度報酬改定の議論において課題とされた、食事提供体制加算のあり方について検討を行うため、加算対象である通所サービス事業所等に対し、食事の提供の状況を詳しく把握するための調査を実施した。今後の報酬体系の検討にあたって参考となる基礎資料の作成を行うことを目的とした。

2. 実態調査の実施概要

食事提供に関する実態調査	
調査対象	<ul style="list-style-type: none">・食事提供体制加算・食事提供加算対象の通所サービス事業所及びサービス利用者・サービス種別に計6,800事業所を無作為抽出（障害者サービス5,607事業所、障害児サービス1,193事業所）・調査対象事業所を通じたサービス利用者（利用世帯）調査も実施
調査方法	<ul style="list-style-type: none">・郵送による調査票調査（調査票を郵送で配布・回収）・利用者（利用世帯）調査は、各事業所で利用者（利用世帯）の中から調査対象を抽出・調査票配布したのち、利用者（利用世帯）から直接郵送で回収する方法とした
調査期間	平成30年10月～12月
主な調査項目	<p>[事業所への調査]</p> <ul style="list-style-type: none">・事業所の概要（運営主体、利用者数等）、食事提供体制加算等の算定状況、食事の提供状況、食事の提供方法、調理員等の勤務形態・労働時間・給与の状況、食費の徴収状況 等 <p>[利用者への調査]</p> <ul style="list-style-type: none">・利用者属性（障害種別・程度、年齢、世帯等）、世帯収入・食費、普段の食事の状況、食事の調達方法、食事で困っていること 等

回収状況		発送数	回収数	有効回答数	有効回答率
食事提供に関する実態調査（障害者サービス）	事業所	5,607	3,127	2,921	52.5%
	利用者	-	19,494	15,441	-
食事提供に関する実態調査（障害児サービス）	事業所	1,193	664	587	49.5%
	利用者	-	2,550	2,029	-

有効回答数は、回収数から休止・廃止事業所票や記入不備票などの数を除いたものである

利用者調査は配布数が不明であるため、発送数、有効回答率は記載していない

出典：平成30年度度障害者総合福祉推進事業「食事提供体制加算等に関する実態調査」三菱UFJリサーチ & コンサルティング(株)

2. 食事提供に関する実態調査の概要

加算算定状況・食事の提供状況

平成30年9月の食事提供体制加算の算定状況は、障害者通所サービス全体では、「算定している」が55.5%となっている。平成30年9月の食事提供加算の算定状況は、障害児通所サービス全体では、「算定している」が20.4%となっている。

食事の提供状況は、「提供している」が障害者通所サービス全体で66.5%、障害児通所サービス全体で37.1%となっている。

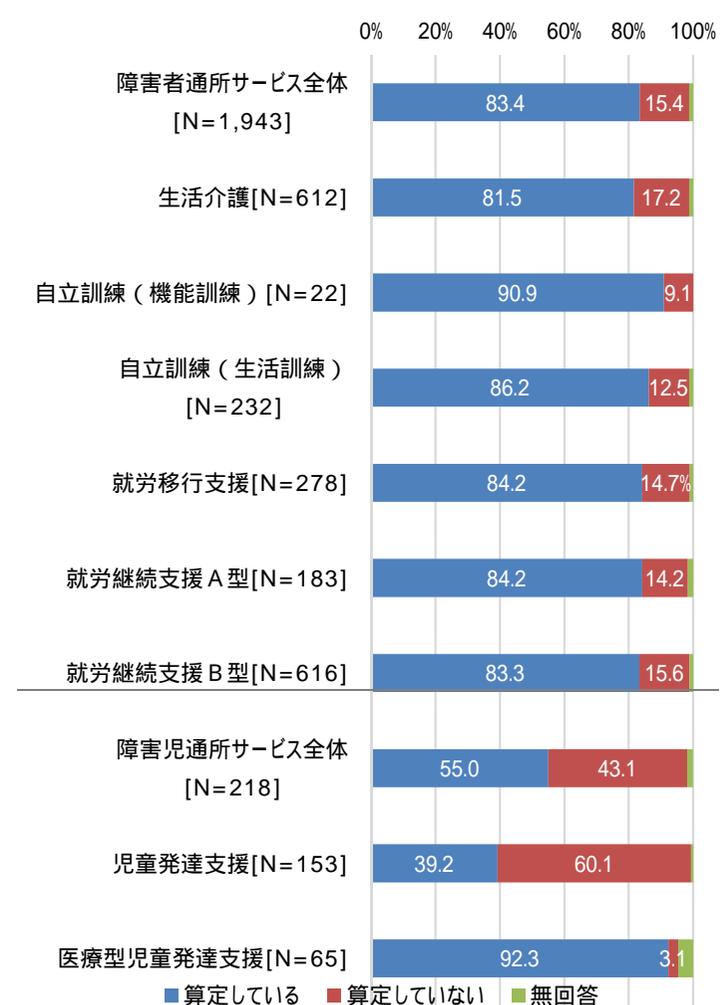
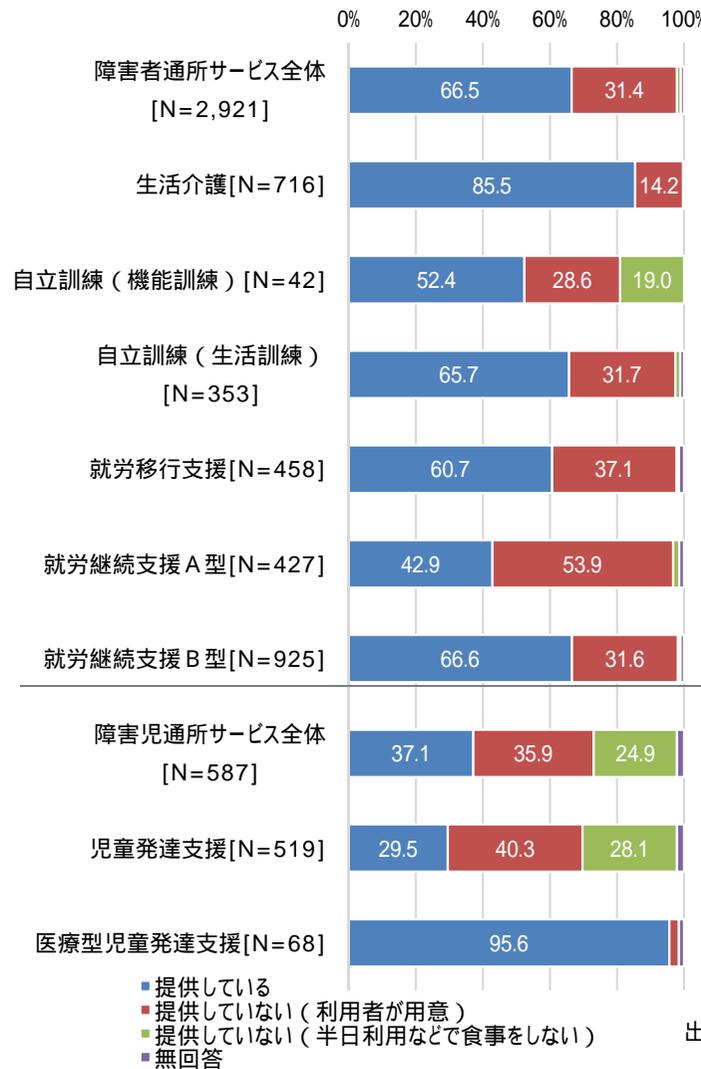
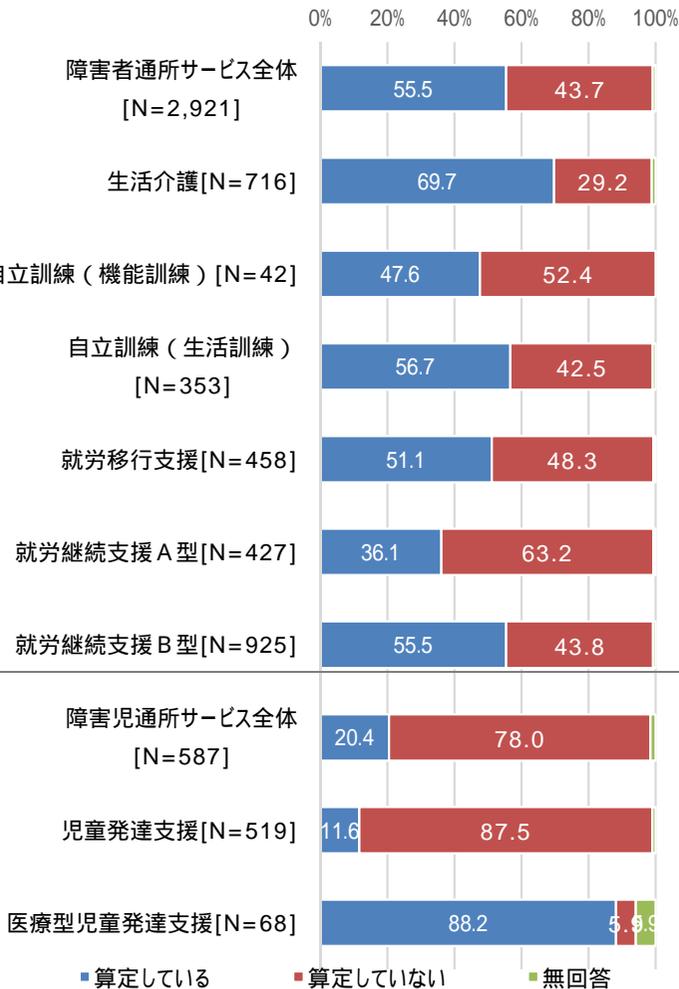
食事を提供している事業所における平成30年9月の食事提供体制加算の算定状況は、障害者通所サービス全体では、「算定している」が83.4%となっている。

食事を提供している事業所における平成30年9月の食事提供加算の算定状況は、障害児通所サービス全体では、「算定している」が55.0%となっている。

平成30年9月の食事提供体制加算等の算定状況
(全事業所における算定状況)

食事の提供状況

平成30年9月の食事提供体制加算等の算定状況
(食事を提供している事業所における算定状況)



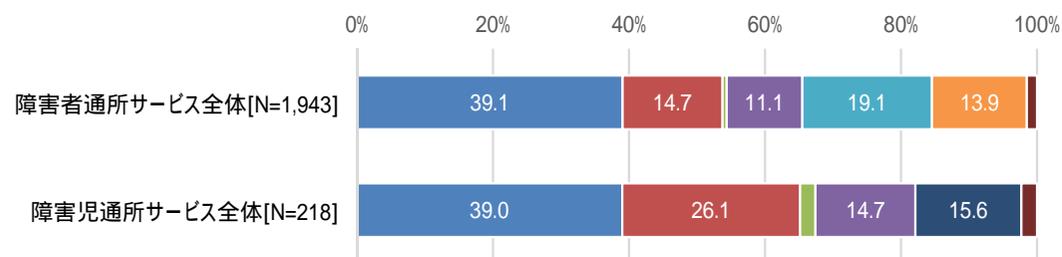
食事の提供方法、献立の作成者、調整食の提供実績

利用者への食事の提供方法は、「事業所に従事する調理員が、事業所内の調理室で調理し、提供している」が障害者通所サービス全体で39.1%、障害児通所サービス全体で39.0%となっている。また、障害者通所サービス全体で「食事の提供に関する業務を外部委託し、調理、運搬等についての規程に基づき食事を提供している」は19.1%となっている。

事業所内調理を行っている事業所における、献立の作成者は、障害者通所サービス全体では「事業所に従事する管理栄養士・栄養士以外の職員が作成」が29.8%となっている。障害児通所サービス全体では「事業所に従事する管理栄養士が作成」が42.2%となっている。

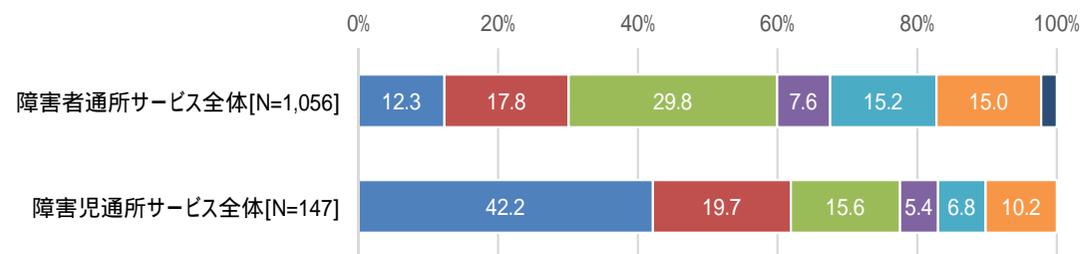
調整食の提供実績については、「きざみ食(栄養素の調整なし)」が障害者通所サービス全体で21.1%、障害児通所サービス全体で38.1%等となっている。一方、「調整食を提供していない」は障害者通所サービス全体で48.1%、障害児通所サービス全体で24.3%となっている。

利用者への食事の提供方法



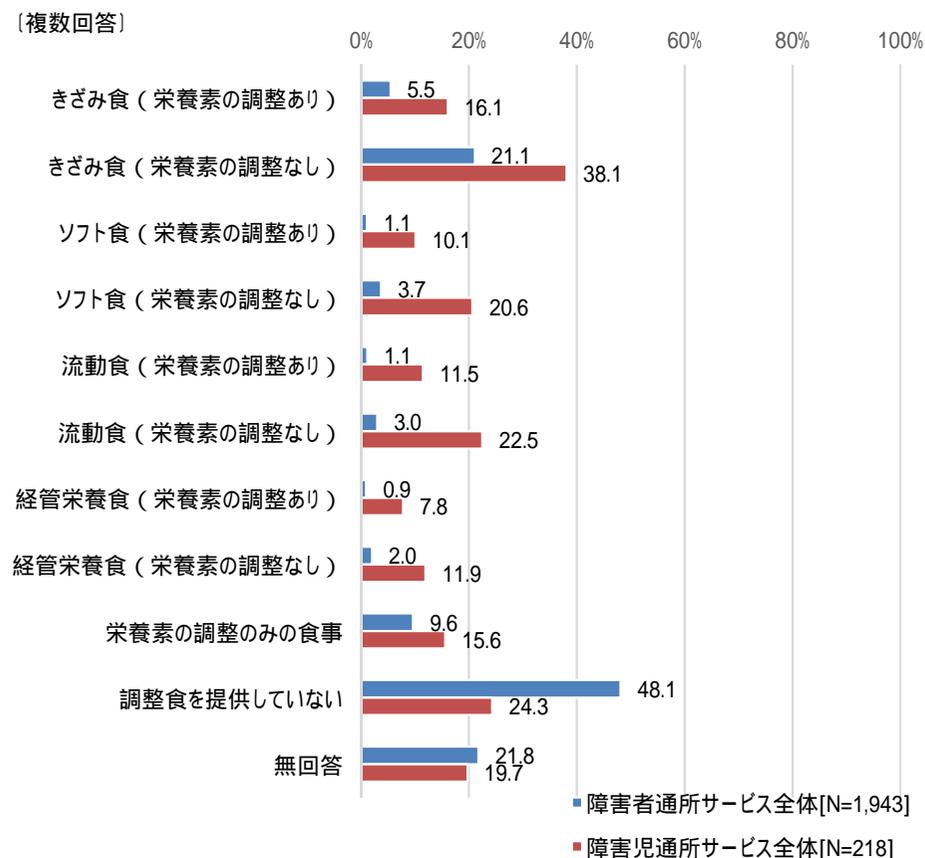
- 事業所に従事する調理員が、事業所内の調理室で調理し、提供している
- 調理業務を外部委託し(派遣含む)、委託先の調理員が自事業所内の調理室で調理し、提供している
- 事業所の調理員と外部委託先(派遣含む)の調理員が、事業所内の調理室で調理し、提供している
- 同一法人の併設する事業所等で調理したものを搬入し、提供している
- 食事の提供に関する業務を外部委託し、調理、運搬等についての規程に基づき食事を提供している
- 上記に該当しない配食サービス、宅配弁当などにより食事を提供している
- 外部の給食サービス、配食サービス、宅配弁当などにより食事を提供している
- 無回答

献立の作成者



- 事業所に従事する管理栄養士が作成
- 事業所に従事する管理栄養士・栄養士以外の職員が作成
- 調理業務の委託先と事業所の栄養士等が協議して作成
- 調理業務の委託先が単独で作成
- その他
- 無回答

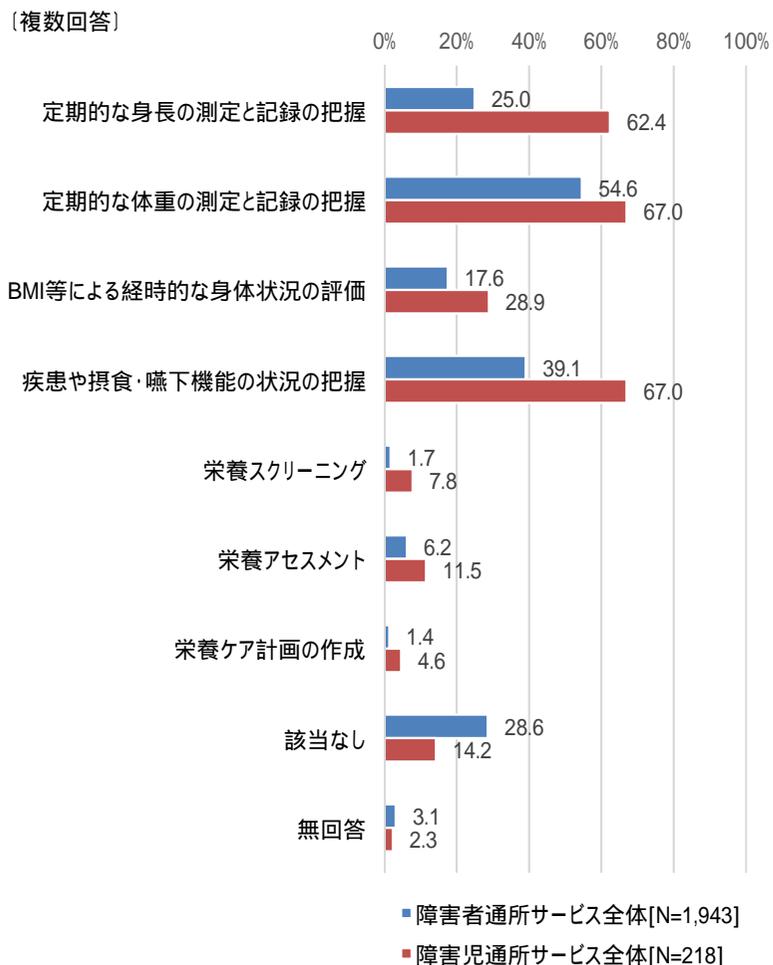
調整食の提供実績



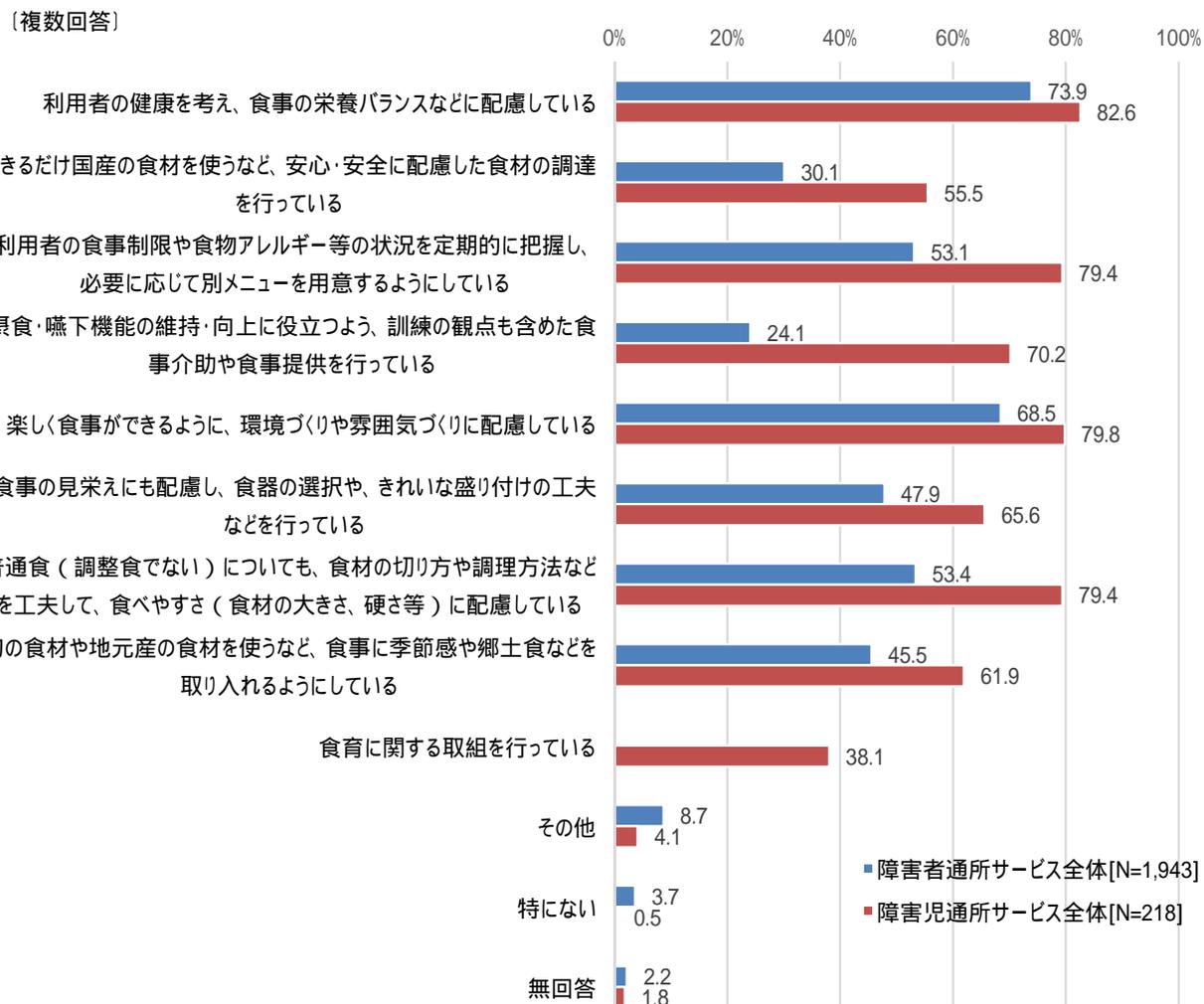
食事を提供するにあたり実施していること、事業所として配慮していること

食事を提供するにあたり実施していることとしては、「定期的な体重の測定と記録の把握」が障害者通所サービス全体で54.6%、障害児通所サービス全体で67.0%、「疾患や摂食・嚥下機能の状況の把握」が障害者通所サービス全体で39.1%、障害児通所サービス全体で67.0%等となっている。食事の提供で事業所として配慮していることについては、「利用者の健康を考え、食事の栄養バランスなどに配慮している」が障害者通所サービス全体で73.9%、障害児通所サービス全体で82.6%、「楽しく食事ができるように、環境づくりや雰囲気づくりに配慮している」が障害者通所サービス全体で68.5%、障害児通所サービス全体で79.8%等となっている。

食事を提供するにあたり実施していること



食事の提供で事業所として配慮していること



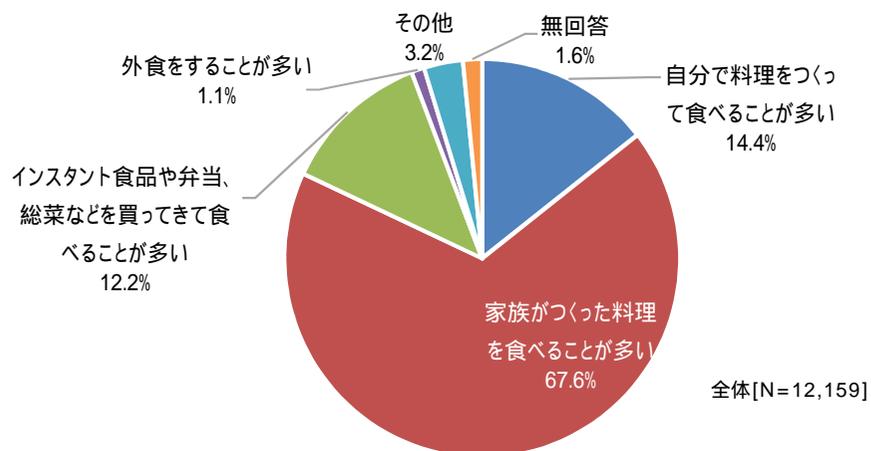
利用者の状況

障害者通所サービス利用者の、ふだんの食事のとり方は、「家族がつくった料理を食べることが多い」が67.6%となっている。食事での栄養バランス等の考慮については、「家族やヘルパーなどに考えてもらう」が41.1%、「特になにもしていない」が29.4%、「自分で考えている」が27.5%となっている。

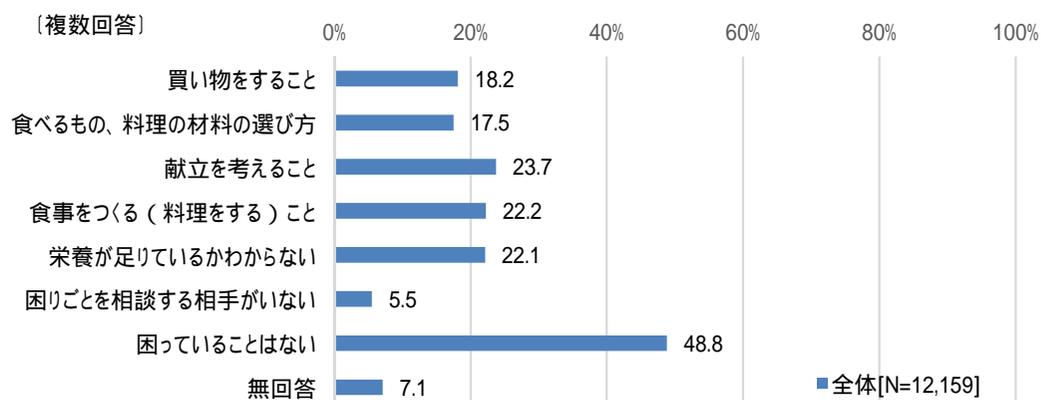
障害者通所サービス利用者の、食事の準備などで困っていることとしては、「献立を考えること」が23.7%、「食事をつくる(料理をすること)」が22.2%、「栄養が足りているかわからない」が22.1%等となっている。「困っていることはない」は48.8%となっている。

障害児通所サービス利用世帯の、子どもの食事でごく気をつけていることとしては、「栄養バランス」が70.0%、「食べやすさ(大きさや固さなど)」が66.6%、「食事のマナー(食べ物で遊ばないなど)」が57.1%等となっている。

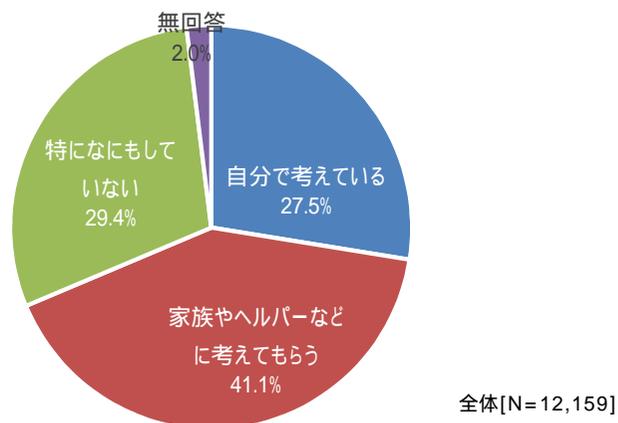
ふだんの食事のとり方(障害者通所サービス利用者)



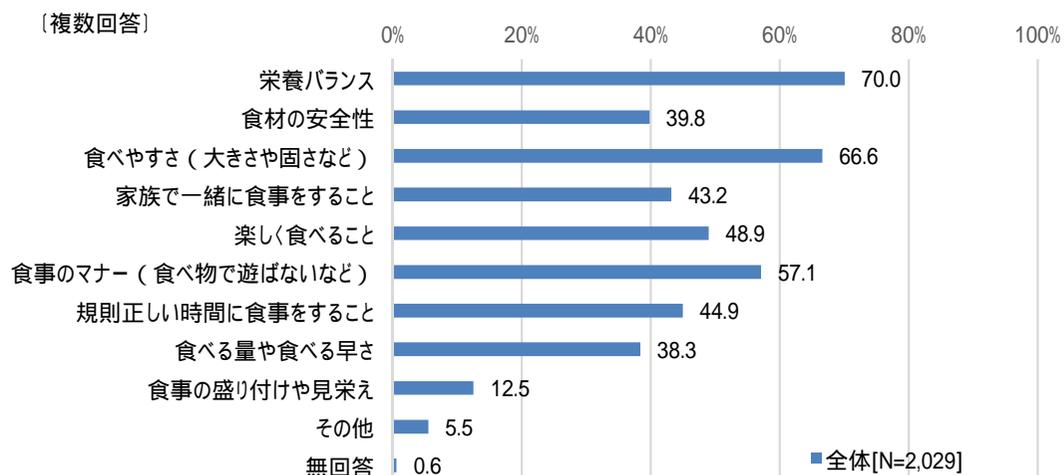
食事の準備などで困っていること(障害者通所サービス利用者)



食事での栄養バランス等の考慮(障害者通所サービス利用者)



食事でごく気をつけていること(障害児通所サービス利用世帯)



【論点2】 補足給付の基準費用額について

現状・課題

施設入所者の食費や居住に要する費用(食費・光熱水費)について、どこで暮らしていても必ずかかる費用であることから、利用者が自ら負担することとしているが、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額(食費・光熱水費に係る平均的な費用の額)から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を特定障害者特別給付費(いわゆる「補足給付」)として支給することとしている。

補足給付の算定に係る基準費用額については、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害福祉サービス等経営実態調査等を踏まえて見直されている(食費42,000円、光熱水費11,500円)。

論 点

基準費用額の水準について、どのように考えるか。

検討の方向性

基準費用額については、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定と同様に、障害福祉サービス等経営実態調査等を踏まえ検討してはどうか。

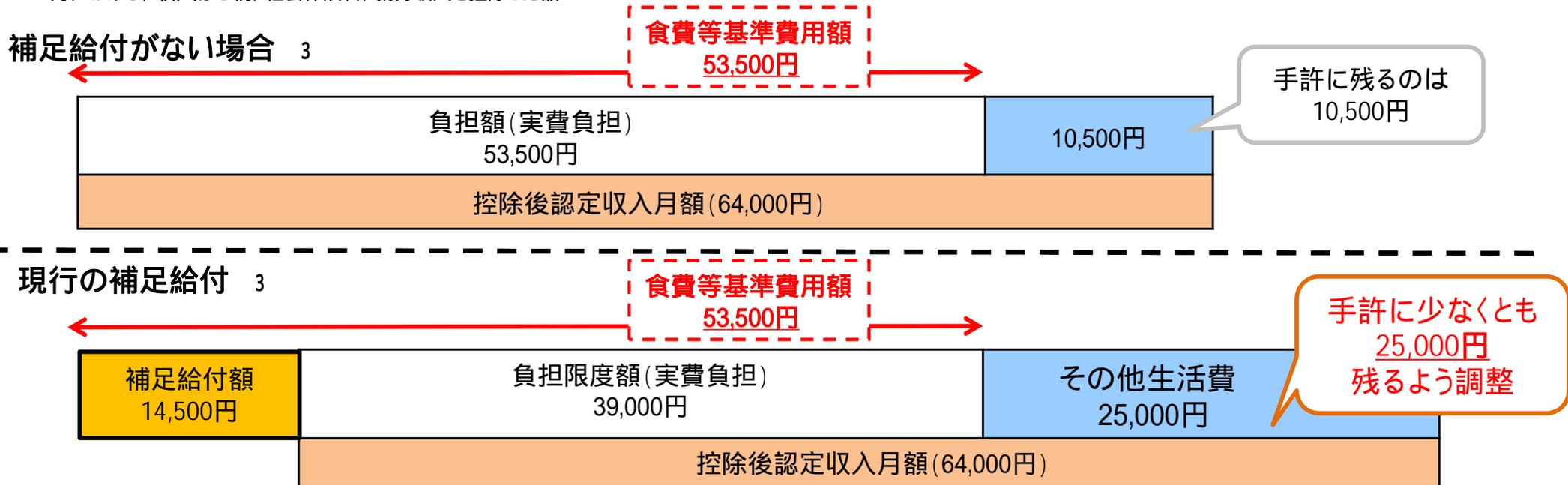
補足給付の概要 (20歳以上の障害者)

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、低所得者に対して、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手許に25,000円が残るよう、食費等基準費用額(53,500円)¹から所得に応じた負担限度額を控除した額を補足給付として支給する。

¹ 食事・光熱水費にかかる平均費用

	補足給付の額
控除後認定収入額 ⁽²⁾ が66,667円を超える場合	(月額)53,500円 - 負担限度額 * 負担限度額(月額) = (66,667円 - その他生活費の額) + (控除後認定収入額 - 66,667円) × 50%
控除後認定収入額が66,667円以下の場合	(月額)53,500円 - 負担限度額 * 負担限度額(月額) = 控除後認定収入額 - その他生活費の額
生活保護受給者	(月額)53,500円

² 一月における、収入から税、社会保険料、就労収入を控除した額



³ 入所施設対象者(60歳未満、控除後認定収入額(月額 64,000円)の場合)

補足給付の概要 (障害児及び20歳未満の障害者)

収入のない20歳未満の施設入所者の実費負担について、子どもを養育する一般の世帯において通常要する程度の費用(地域で子供を育てるために通常必要な費用)の負担となるように補足給付を行う。

一般1世帯においては、世帯の負担軽減を図るため、制度施行時から、「地域で子供を育てるために通常必要な費用(養育費)」及び「福祉部分利用者負担相当額」を住民税非課税世帯と同様とする経過措置(養育費は79,000円 50,000円、利用者負担相当額は37,200円 15,000円。令和2年度末まで)を置いている。

区分	補足給付の額
一般1世帯(R2年度末まで) 住民税非課税世帯 生活保護世帯	(月額)53,500円 - 負担限度額(月額) 負担限度額(月額) = 50,000円 - その他生活費の額(1) - 福祉部分利用者負担相当額(上限15,000円)
一般2世帯	(月額)53,500円 - 負担限度額(月額) 負担限度額(月額) = 79,000円 - その他生活費の額(1) - 福祉部分利用者負担相当額(上限37,200円)

【例】 障害児入所施設利用者、一般1世帯(所得割28万円未満)、施設利用料259,000円の場合



1 その他生活費
18歳未満 34,000円
それ以外 25,000円

2 計算上は、障害児入所支援に係る月額費用の1割とし、この額が15,000円を超えるときは、15,000円(一般2の場合には37,200円を超えるときは37,200円)とする。

【例】 障害児入所施設利用者、一般2世帯(所得割28万円以上)、施設利用料259,000円の場合



障害者支援施設に入所する20歳未満の者に対する補足給付にも、同様の経過措置がある。

現状・課題

障害福祉サービス等報酬においては、地域ごとの人件費の差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別に1単位当たりの単価を定めている。

この地域区分は、前回の平成30年度報酬改定以降、介護報酬と同じ区分としており、原則として、国家公務員等の地域手当の区分に準拠して設定している。

また、平成30年度報酬改定では、報酬単価の大幅な変動を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、令和2年度末まで、見直し前の上乘せ割合と見直し後の上乘せ割合の範囲内で設定することを可能とする経過措置を設けている。

介護報酬では、令和3年度報酬改定に向けて、現行の設定方法を原則としつつ、隣接地域とのバランスを考慮し、なお公平性を確保すべきと考えられる場合について、以下の対応案が示されているところである（社会保障審議会介護給付費分科会 審議報告[R1.12.17]）。

隣接地域全ての地域区分が、当該地域より高い又は低い地域（完全囲まれルール）【平成30年度報酬改定時にも適用】

隣接地域の中に地域区分が高い地域が複数あり、その地域と当該地域の級地の差が4級地以上ありかつ地域手当の設定がない地域（0%）【新規】

隣接地域の中に地域区分が低い地域が複数あり、その地域と当該地域の級地の差が4級地以上ある地域【新規】
のいずれかに該当する自治体を対象として、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域に設定された地域区分の中で一番低い地域区分までの範囲で引き上げる（又は引き下げる）ことを認めること

論 点

介護報酬における検討状況を踏まえ、どのような見直しを行うべきか。

令和2年度末までとしている経過措置について、どのように取り扱うべきか。

検討の方向性

障害福祉サービス等報酬における地域区分については、前回平成30年度報酬改定において、介護報酬の地域区分と同じ区分とする見直しを行ったことから、介護報酬における検討状況を踏まえつつ、引き続き介護報酬と同じ区分を設定することとしてはどうか。

経過措置については、介護報酬における取扱いも踏まえ、

現行において経過措置を適用する自治体に対しては、当該経過措置を継続するか又は終了するか意向を確認し、令和3年度から令和5年度末までの間、現在の区分（経過措置を適用して設定している区分を含む）と見直し後の区分の範囲内で自治体を選択した区分を設定できるようにするとともに、

隣接する地域とのバランスを考慮して公平性を確保すべきと考えられる場合には特例を認めるものとして、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い地域区分までの範囲で引き上げる（又は引き下げる）ことを認めること

としてはどうか。

【論点3】地域区分について

検討の方向性（追加）

第21回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（11月18日）において、前述のとおり検討の方向性を示したところ、一部自治体より、隣接地域との間に4級地差はないが、3級地差であっても隣接地域とのバランスにより、人員確保等において大きな困難を来しているとの意見の提出があった。これを踏まえて、以下の取扱いとしてはどうか。

【経過措置について（再掲）】

現行において経過措置を適用する自治体に対しては、当該経過措置を継続するか又は終了するか意向を確認し、令和3年度から令和5年度末までの間、現在の区分（経過措置を適用して設定している区分を含む）と見直し後の区分の範囲内で自治体を選択した区分を設定できるようにする。

【原則】

公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠

【隣接する地域とのバランスを考慮して公平性を確保すべきと考えられる場合の特例】

以下の 又は の場合、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で、見直すことを認める。

高い地域区分の地域に全て囲まれている場合

低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能

公務員の地域手当の設定がない（0%）地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に3級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

当該地域よりも低い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に3級地以上の級地差がある場合の引き下げも可能

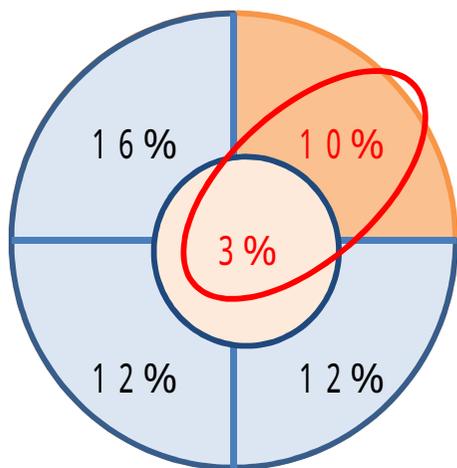
地域区分の設定方法について（案）（令和3年度報酬改定）

【原則】 公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠

【特例】 又は の場合、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で、見直すことを認める。

{
 高い地域区分の地域に全て囲まれている場合 低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能
 公務員の地域手当の設定がない(0%)地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が
 複数隣接しており、かつ、その中に3級地以上の級地差がある地域が含まれている場合
 引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能

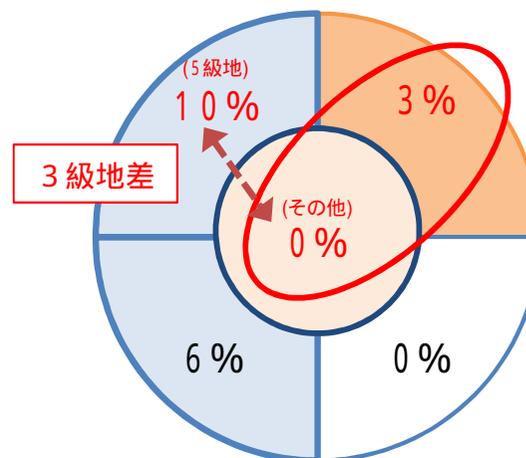
【 に該当する事例】



特例
隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能

6%又は10%を選択可

【 に該当する事例】



特例
隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で選択可能

3%を選択可

【級地の設定状況】(平成30年から令和2年)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ率	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
自治体数(障害者サービス)	23か所	6か所	25か所	24か所	52か所	141か所	195か所	1,275か所
自治体数(障害児サービス)	23か所	12か所	26か所	23か所	50か所	131か所	149か所	1,327か所

経過措置適用地域を含む